

# 契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

当社との投資顧問契約の内容をご確認頂くため、この書面をよくお読み下さい。

## 1. 会社概要

商号 株式会社 新生ジャパン投資

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1丁目6番3号KTビル3階

TEL 03-5623-5775 FAX 03-5623-5776

業務 投資助言・代理業を行う金融商品取引業者、ソフトウェアの企画・開発・販売業、宣伝広告業  
ダイヤルQ2による情報提供

登録番号 関東財務局長(金商)796号

(社)日本証券投資顧問業協会会員番号012-02541

資本金 1075万円

役員 代表取締役社長 前池英樹

主要株主 大山聡夫

分析者・投資判断者 前池英樹 瀧澤敏治 助言者 前池英樹 瀧澤敏治

## 2. 投資顧問契約の概要

- ①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ②当社の助言に基づいてお客様が投資を行った成果は、全てお客様に帰属します。当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生しても、当社はその賠償責任を負いません。

## 3. 業務の方法

有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断の助言を次の会員区分に従って行い、お客様から会員区分に基づいて助言報酬を頂きます。

### (1)助言方法

<A-1>レポート会員 契約期間中、1週間に1回以上、定期レポートを送付します。

<B-1>ネット会員 契約期間中、A-1に準じ、投資情報をインターネットで掲示します。

<B-2>モバイル会員

契約期間中、携帯・PCサイト、電子メールで随時、投資情報を配信すると共に、会員からの投資相談にも応じます。

<B-3>日経225先物デイトレ会員

契約期間中、電子メールで随時、投資情報を配信します。

<C>成功報酬会員

契約期間中、A-1、B-1に加え、電話・メール・FAX・文書・面談により随時、売買の助言を行うと共に、会員からの投資相談にも応じます。

## (2) 報酬体系(税込み表示)

- A-1. レポート会員 6ヶ月契約 126,000 円 1年契約 210,000 円  
B-1. ネット会員 1ヶ月契約 21,000 円 1年契約 210,000 円  
B-2. モバイル会員 30日契約 42,000 円 92日契約 126,000 円  
B-3. 日経225先物デイトレ会員 1ヶ月契約 31,500 円 6ヶ月契約 157,500 円  
C. 成功報酬会員 6ヶ月契約 315,000 円 成功報酬純利益の 21%  
1年契約 525,000 円 成功報酬純利益の 21%

注記:平成23年10月31日までに契約したお客様に限り、契約期限内に契約継続をお申し出頂いた場合、レポート会員及びネット会員1年契約の会費を 189,000 円とします。

## (3) お支払い方法

- ①入会費 本契約時にお支払い頂きます。支払い額が満額に満たない場合は、日割り計算で算出した日を契約期限とし、それ以降のサービスは行いません。  
②成功報酬 証券会社の受渡日の翌日までにお支払い頂きます。

## (4) 会員種目の変更

契約期間中に会員種目を変更する場合は、残存日数を日割り計算した会費分を新たな会費に繰り入れます。

## (5) 成功報酬会員について

- ①当社の助言に基づいた有価証券の売買についてのみ対象とします。  
②成功報酬は、当社の助言に基づいた有価証券の売買差益から売買手数料、有価証券取引税、源泉所得税、消費税分等を差し引いた純利益に20%の成功報酬率を乗じ、計算の結果1,000円未満は切り捨て、消費税率を乗じたものとします。  
③当社の助言による有価証券の売買で損失が発生した場合は、次回以降の助言による純利益で相殺します。  
④売買の際に、銘柄、価格、数量をお客様とその都度確認し、原則として売買報告書を送付して頂きますが、送付がない場合は、電話で確認します。  
⑤当社が助言した時点と実際にお客様が売買した時点で売買価格や数量に誤差が生じた場合は、お客様の申し出を優先します。  
⑥契約期間満了時または解約時に当社の助言による有価証券の保有分がある場合は、期間満了時または解約日の寄付値を算定基準とします(契約を継続する場合を除く)。

## 4. 契約解除について

### (1)クーリング・オフ期間内の契約解除

- ①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約を解除することができます。
- ②契約の解除日は、お客様がその書面を送付した日となります。
- ③契約解除に伴う報酬の清算は次のとおり。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額を頂きます。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ)を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがある時は、これらの金額を差し引いた残額をお返しします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

### (2)クーリング・オフ期間経過後の契約解除

お客様は、クーリング・オフ期間経過後も、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。ただし、契約期間が1ヶ月以内の場合、クーリング・オフ期間経過後は契約解除できません。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。報酬の前払いがある時は、これらの金額を差し引いた残額をお返しします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

## 5. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売却益に対する課税、有価証券等などから得る配当、利子等への課税が発生します。

## 6. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了(契約更新の場合を除きます)。
- ②クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後に、お客様から書面による契約解除の申し出があった時(詳しくは上記4をご参照下さい)。
- ③当社が、投資助言業を廃業した時。

## 7. 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、社団法人日本証券投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

## 8. 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

### ①株式

株価変動リスク: 株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク: 市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ②債券

価格変動リスク: 債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク: 市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ③信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

## 9. 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

### ①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
  - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

### ②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

### ③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

## 10. 当社の苦情処理措置について

(1)当社の苦情処理は、社内規定として代表取締役社長が担当します。苦情の窓口として03-5623-5775にお電話して頂き、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様にご理解を頂くよう努めます。苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ①お客様等からの苦情等などの受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

(2)当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入している社団法人日本証券投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用される場合は、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話 0120-64-5005(フリーダイヤル)(月～金/9:00～17:00、祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会下さい。

- ①お客様からの苦情の申立
- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

## 11. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入している社団法人日本証券投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員会によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会下さい。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾

## 12. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、または e-mail アドレスにご連絡下さい。

電話番号 03-5623-5775

e-mail アドレス info@j-trader.co.jp